

平成 29 年 8 月 9 日

これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関する
ワーキンググループ論点整理（抜粋）

II 今後の取組の方向性

1. これからの時代にふさわしい文化財（美術工芸品）の保存と活用の在り方

（2）国宝・重要文化財（美術工芸品）の保存と活用をより計画的に進めるための取組

①国宝・重要文化財（美術工芸品）の保存活用計画

- 文化審議会文化財分科会企画調査会において、文化財の保存活用の考え方を明確化し、文化財の確実な継承を図るため、「保存活用計画」を法律上に位置付けることが提言された。この方針について、国指定文化財の美術工芸品については、その種類や性質などが大きく異なることを踏まえて検討を行う必要があるが、その基本は、①所有者が主体的・計画的に文化財を適切に保存し、日常的な維持管理を図りながら、②保存と活用を図る長期的な展望としての現状の把握と、将来的な課題を理解・共有し、今後の基本的な保存、修理、活用を図る計画を示すことで所有者等の支援となることが重要である。
- また、そのような展望を保存活用計画として策定するため、その具体的な構成及び内容は、対象とする美術工芸品の種別・材質・形状等の相違や活用方針等により異なるため、国が、具体的な指針や、手続きなども含めたマニュアルなどを検討するとともに、所有者等の適切な保存管理を支援する方策を検討し、所有者等へ提供する必要がある。
- 所有者等が保存活用計画を策定する場合は、これまでも地域の博物館、自治体、文化庁、専門家などが協議して所有者による文化財の管理を支援してきたことを前提として、文化財の保存や活用に関する方針等を共有及び必要な合意形成を行うことによって、所有者等による主体的・計画的な保存と活用が円滑に促進されることを目的とすることが有効である。
- 文化財(美術工芸品)を公開するにあたり、防災・防犯、警備上の問題、公開する施設の有無、人員の配置、設備投資や人件費等に関する問題が生じ、耐震補強や免震設備等の自然災害対策への対応が必要になる。このような点についても所有者等が自ら確認し、関係者の支援を受けながら必要な対策を講ずるような仕組みとして検討することが考えられる。
- 保存活用計画は、原則として所有者等の単位で策定するなど所有者等の保存管理に配慮した対応を検討する。なお、建造物その他の重要文化財を併せて所有する者の場合は、それらを一括して管理できるような方策を具体的に検討する。
- また、原則として、全ての指定文化財に対し策定を奨励し、美術工芸品の国の指定後、策定することが期待される。既指定の美術工芸品は、修理時や所有者が希望する場合に順次対応するとともに、所有者等（管理団体含む）が策定した計画は、文化庁、関係自治体と共有することで、今後の適切な保存管理を可能とすることが重要である。
- 文化財(美術工芸品)の保存活用計画に関する記載共通事項については、美術工芸品の多

様な材質、形状、保存形態などを踏まえつつ、基本的に必要な事項、及び個々の文化財に応じて記載することが期待されるものを整理する必要がある。その上で、長大性、多量性を有する文化財や圧倒的に数が多い一括資料群、脆弱性、堅牢性、文化財建造物の構成要素の一部となっているものなど、それぞれの美術工芸品の特性を踏まえ、必要な記載項目や配慮事項とともに、文化財保護法上の公開承認施設や所有者の状況等に応じて記載項目を一部免除することなど、具体的に検討し提示する必要がある。また、全ての美術工芸品に共通する基本的な記載項目、及びフォーマットは所有者等の負担を考慮した簡潔なものを提示する。

【共通する記載事項例：イメージ】

- ① 文化財の基本情報（名称、品質形状、員数、寸法、指定年月日、種別、指定番号、文化財的価値の記述、所在場所、修理履歴、移動公開履歴、その他）
- ② 保存環境の整備と維持
 - ・施設（耐震・耐火、集客、管理動線）
 - ・設備（防犯・防火、温湿度管理、照明、収納設備、展示設備）
 - ※予算措置
- ③ 防災・防犯
- ④ 日常管理・修理
 - ・文化財の保存状態（損傷状態、修理等の必要性、修理事業の計画）
 - ・管理の人的要件（体制、取扱習熟度、夜間や不在時の対応等）
- ⑤ 活用
 - ・作品の展示・公開、普及啓発用の代替物・代替メディア等
 - ・展示、貸出、複製、熟覧等に対する取扱いの方針、活用に当たっての留意点
 - ・文化財の代替化（高精細レプリカ・高精細画像など二次資料の作成等）
- ⑥ 記録・計画の保存・更新
- ⑦ 行政手続き（文化財保護法上の必要な手続きに関する対応事項）
 - ※ 策定後の修理履歴、調査や修理を通じて発見された歴史的・学術的・芸術的などの文化財の価値は追加記録し後世へ継承されるようにする。

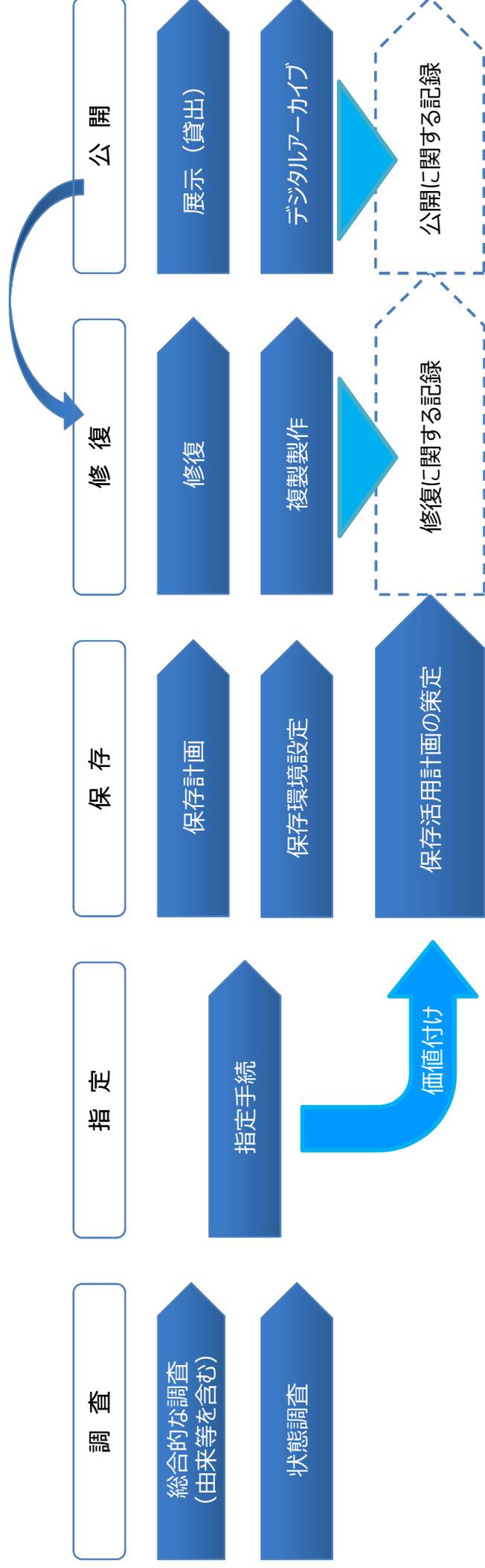
- 文化財の公開その他活用の例としては、①歴史的・学術的・芸術的な価値を公開し活用される手段、②教育普及活動、③観光、④その他二次的な活用を意識した方策や対応の例を提示しつつ、脆弱な文化財を活用する際の留意点等を保存状態等に応じて記載する。

具体的な活用例には、

- ・定期的な公開（通常の所在地／博物館等）
- ・一般的な情報提供（リーフレット等刊行を含む）
- ・Web上での公開（歴史的・学術的・芸術的価値、目録、可能な範囲での修理中の状況、修理後など）
- ・デジタルアーカイブ化による公開
- ・目録の作成・公開 等

- なお、活用に当たっての留意点などは、所有者等の参考となるよう具体的に分かりやすく列挙する。
- 併せて、これらの仕組みを支える地方公共団体の文化財担当者、博物館の学芸員等の専門性向上を図るため、必要な研修等を充実するとともに、国のセンター機能において、保存活用計画策定のための具体的な支援機能を検討するなど、文化財の保存・活用を支える幅広い基盤整備を行う。

国指定文化財 保存・公開の流れ（イメージ）



※保存活用計画は定期的に見直しをすることが必要

基本的な考え方（趣旨等）

- 指定された有形文化財を対象に、保存・公開に必要な措置がなされているか確認する項目を設定し、どの段階にあるかを明確にする。
- 一つ一つの指定品に必要な措置がなされているか確認（チェック）する。
- 指定品（特に国宝・重要文化財）に必要な措置がどの程度なされているかを調査し、これらの「公開・活用」に関する展望を明確にする。

段階	措置	情報
調査	<input type="checkbox"/> 来歴等調査	調査報告
	<input type="checkbox"/> 状態調査	状態調査票 (コンディション・レポート)
指定	<input type="checkbox"/> 指定手続	指定書・付属資料
	<input type="checkbox"/> 保存活用計画	保存活用計画書
	<input type="checkbox"/> 保存環境設定	保存環境データ
修復	<input type="checkbox"/> 修復	修復記録
	<input type="checkbox"/> 複製製作	複製製作記録
	<input type="checkbox"/> 所在場所や博物館における展示（貸出含む）	展示履歴 (貸出履歴)
公開活用 (例)	<input type="checkbox"/> デジタルアーカイブ	文化遺産オンライン等
	<input type="checkbox"/> 目録の公開	Web上